

表 1－82 浄化槽の定期検査状況（平成21年度）

人 槽	浄化槽の 種 別	検 査 実施数	検査結果					
			適正		概ね適正		不適正	
			件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
5	単独	19,885	18,752	94.3	345	1.7	788	4.0
	～10 合併	29,976	28,112	93.8	1,095	3.7	769	2.6
11	単独	2,367	2,245	94.8	71	3.0	51	2.2
	～20 合併	2,193	2,047	93.3	87	4.0	59	2.7
21	単独	5,229	4,913	92.7	229	4.3	157	3.0
	～50 合併	2,909	2,736	94.1	110	3.8	63	2.2
51	単独	1,320	1,199	90.8	74	5.6	47	3.6
	～200 合併	1,880	1,783	94.8	59	3.1	38	2.0
201	単独	177	157	88.7	13	7.3	7	4.0
	～500 合併	754	667	88.5	64	8.5	23	3.1
501～	単独	1	1	100.0				
	合併	244	228	93.4	15	6.1	1	0.4
合 計	単独	29,049	27,267	93.9	732	2.5	1,050	3.6
	合併	37,956	35,573	93.7	1,430	3.8	953	2.5

表 1－83 浄化槽の定期検査状況

判定 年度	適 正		概ね適正		不適正		計	
S 60	5,833	76.5	958	12.6	829	10.9	7,620	100.0
61	6,007	76.7	913	11.7	912	11.6	7,832	100.0
62	6,068	75.5	966	12.0	1,002	12.5	8,036	100.0
63	6,619	74.1	1,128	12.6	1,185	13.3	8,932	100.0
H 1	6,744	73.6	1,079	11.8	1,333	14.6	9,156	100.0
2	7,163	74.1	1,190	12.3	1,306	13.5	9,659	100.0
3	7,623	75.2	1,065	10.5	1,445	14.3	10,133	100.0
4	8,598	79.4	953	8.8	1,274	11.8	10,825	100.0
5	9,178	80.5	911	8.0	1,307	11.9	11,396	100.0
6	9,818	80.9	919	7.5	1,391	11.4	12,128	100.0
7	10,620	82.5	918	7.1	1,321	10.2	12,859	100.0
8	11,239	83.2	920	6.8	1,350	10.0	13,509	100.0
9	11,792	84.0	829	5.9	1,422	10.1	14,043	100.0
10	12,398	84.6	842	5.7	1,424	9.7	14,664	100.0
11	13,052	85.0	815	5.3	1,489	9.7	15,356	100.0
12	13,547	85.7	814	5.2	1,440	9.1	15,801	100.0
13	14,102	87.2	795	4.9	1,275	7.9	16,172	100.0
14	14,734	86.4	871	5.1	1,443	8.5	17,048	100.0
15	17,785	87.8	831	4.1	1,638	8.0	20,254	100.0
16	19,251	88.8	809	3.7	1,621	7.5	21,681	100.0
17	24,236	89.3	1,529	5.6	1,380	5.1	27,145	100.0
18	31,867	90.4	1,744	4.9	1,640	4.7	35,251	100.0
19	39,907	92.5	1,656	3.8	1,598	3.7	43,161	100.0
20	52,138	93.7	1,674	3.0	1,826	3.3	55,638	100.0
21	70,869	94.0	2,445	3.2	2,117	2.8	75,431	100.0

(ウ) 改善指導等

法定検査で「不適正」と判定された2,117基については、各地域振興局等が立入検査等を実施し、判定結果に基づく改善指導を行いました。

不適正と判断された浄化槽については、放流水を採取しBODの分析を行い基準値を超えたものについては、文書による指導を行いました。

(エ) 浄化槽保守点検業者登録条例

浄化槽法第48条の規定に基づいて「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例」を制定し、昭和61年4月1日から施行しています。

平成21年度末現在、76業者が登録されています。

(2) 対策

① ごみ処理

ア ごみの広域処理の推進

国においては、平成17年度に循環型社会形成推進交付金制度を創設し、市町村等が、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることとしています。

県においては、平成18年3月に策定した県廃棄物処理計画等に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルプラザ及び最終処分場など、市町村等における施設の計画的な整備を促進しています。

イ ごみ減量化・リサイクルの推進

国においては、これまで、廃棄物処理施設整備緊急基本法に基づき、昭和38年度から8次にわたり廃棄物処理施設整備計画を策定し、リサイクル関連施設等の計画的な整備を進めてきました。現在は、平成15年6月に改正公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、新たに廃棄物処理施設整備計画に係る規定が設けられたことに伴い、平成20年3月に、平成20年度～平成24年度を計画期間とし、計画期間中の事業実施目標等を定めた新たな整備計画を定め、この計画に基づいて、リサイクル関連施設等の整備を推進しています。

また、平成9年に改正された廃棄物処理法（平成9年6月18日公布）でも廃棄物の適正な処理の確保とともに減量化・リサイクルがその重点事項となっており、さらに、容器包装リサイクル法（平成12年4月から）、家電リサイクル法（平成13年4月から）、自動車リサイクル法（平成17年1月から）が本格施行されています。ごみ減量化・リサイクル対策は、県民、事業者、行政が一体となって取り組まなければならない課題であり、県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。

② し尿処理

県民の日常生活に伴って生ずる生活排水については、全量処理施設での処理を図るため、施設の整備及び広域的な処理体制の確立に努めることとしています。

また、平成9年度からし尿とともに生ごみをリサイクルする汚泥再生処理センターが、国庫補助対象となったことから適正処理に加えリサイクルを促進することとしています。

一方、県民の水洗化志向は根強いものがあり、今後とも浄化槽の設置基数は年々増加

していくものと予想されます。

浄化槽は、製造、施工、保守点検、清掃、使用が適正に行われていてこそ、その機能を発揮するものであることから、設置者、施工業者、維持管理業者等に対する意識の啓発が不可欠です。

こうしたことから、関係団体等との連携を図り、生活排水対策セミナーなどの講習会を定期的実施するとともに、法定検査の励行並びに立入調査等を通じた維持管理指導に努めることとしています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物処理計画に、生活排水処理計画を盛り込むことが市町村に義務づけられており、引き続き、生活排水処理の有効な施設である合併処理浄化槽の整備を一層推進する必要があります。

3 産業廃棄物の現状と対策

(1) 現状

① 産業廃棄物の発生状況

平成17年の県内における産業廃棄物の発生量は、8,767千トンと推計されます。

業種別の排出状況は、表1-84に示すとおり、農業系廃棄物が約5,925千トンで最も多く、次いで製造業系1,277千トン、建設業系840千トンと続き、以下、鉱業、サービス業の順となっています。種類別の排出量は、表1-85に示すとおり、動物のふん尿が5,915千トンで最も多く、次いで汚泥887千トン、がれき類782千トンと続き、以下、廃酸（焼酎粕など）、動植物性残さ、木くずの順となっています。

② 産業廃棄物の処理状況

動物のふん尿については、そのほとんどが肥料として利用されており、農業を除く汚泥やがれき類等については、中間処理によって約913千トンが減量化され、直接又は中間処理された後、再利用されるものが約1,504千トン、最終処分場での埋立や海洋投入による処分量が約424千トンとなっています。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の処理施設としては、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物の最終処分場などがあり、県内の施設の設置状況は表1-86に示すとおりであり、中間処理施設が429か所、最終処分場が32か所となっています。

中間処理施設では、木くず又はがれき類の破碎施設が263か所と最も多く、全中間処理施設の半数以上を占め、次いで汚泥の脱水施設が86か所などとなっています。

また、最終処分場ではがれき類など安定5品目を処分する安定型最終処分場が31か所とそのほとんどを占め、汚泥等を処分する管理型最終処分場は自社専用施設の1か所となっています。

表 1-84 産業廃棄物の業種別排出量（推計）

（単位：千トン）

年 度		平成10年度	平成13年度	平成17年度
種 類				
農 業		6, 549	5, 683	5, 925
鉱 業		172	170	184
建設業		800	1, 390	840
製造業		1, 027	1, 153	1, 277
運輸・通信業		4	4	7
電気・ガス・水道業		16	16	17
サービス業		33	44	70
その他		616	611	447
合 計		9, 217	9, 071	8, 767

表 1-85 産業廃棄物の種類別発生量（推計）

（単位：千トン）

年 度		平成10年度	平成13年度	平成17年度
種 類				
燃 料	え 殻	7	7	9
汚 泥		919	1, 029	887
廃 油		10	11	16
廃 酸		271	308	532
廃 アルカリ		41	44	31
廃 プラスチック類		30	28	30
紙 くず		9	9	6
木 くず		45	102	114
繊維 くず		0	0	0
動植物性残さ		315	390	242
金属 くず		32	33	51
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		41	40	45
鉱 さい		148	147	88
が れ き	い 類	777	1, 215	782
ば い じん		1	1	0
動物のふん尿		6, 533	5, 667	5, 915
動物の死体		9	10	6
特別管理産業廃棄物		29	30	13
合 計		9, 217	9, 071	8, 767

表1-86 産業廃棄物処理施設設置状況

（単位：件）

年 度		平成16年度	平成21年度
処理施設			
中間処理施設	汚 泥 の 脱 水 施 設	97(14)	86(19)
	汚 泥 の 乾 燥 施 設	2(0)	3(0)
	汚 泥 の 焼 却 施 設	3(0)	3(0)
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	8(1)	4(1)
	廃 油 の 焼 却 施 設	3(0)	3(0)
	廃酸・廃アルカリの中和施設	13(2)	8(1)
	廃プラスチック類の破碎施設	10(2)	25(3)
	木くず又はがれき類の破碎施設	219(46)	263(49)
	廃プラスチック類の焼却施設	11(5)	7(3)
	その他の焼却施設	22(6)	19(6)
	コンクリート固型化施設	1(0)	1(0)
最終処分場	シ ア ン の 分 解 施 設	9(0)	7(0)
	小 計	398(76)	429(82)
	安定型最終処分場	36(11)	31(9)
	管理型最終処分場	1(0)	1(0)
遮断型最終処分場		0(0)	0(0)
	小 計	37(11)	32(9)
合 計		435(87)	461(91)

（ ）は、鹿児島市分で内書